

処分基準新旧対照表

旧	新
処分基準 <u>令和4年10月1日</u>作成	処分基準 <u>令和6年4月1日</u>作成
法令名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	法令名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根拠条項：第22条第1項	根拠条項：第22条第1項
処分の概要：自動車運転代行業者に対する指示	処分の概要：自動車運転代行業者に対する指示
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法令の定め：	法令の定め：
処分基準： 自動車運転代行業者に対する指示の基準は、別紙のとおり。	処分基準： 自動車運転代行業者に対する指示の基準は、別紙のとおり。
問合せ先：主たる営業所の所在地を管轄する警察署交通担当課 警察本部交通企画課飲酒運転対策係（092-641-4141内線5035）	問合せ先：主たる営業所の所在地を管轄する警察署交通担当課 警察本部交通企画課飲酒運転対策係（092-641-4141内線5035）
備考：	備考：

別紙

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の基準

第1～第2 (略)

第3 営業停止の期間について

1 (略)

2 1にかかわらず、以下のような事由があるときは、情状により、処分を加重することができるものとする。ただし、政令第5条第1項第2号又は第3号若しくは第4号に定める上限の期間を超えることはできない。

ア 違反行為の態様が著しく悪質であること。

イ 交通の安全又は利用者の利益が害される結果が生じている場合等違反行為の結果が重大であること。

3 (略)

第4 法の指示等を行う基準

法の指示及び点数の付与を行う基準は、次に掲げるとおりとする。なお、注意は、法の指示を行うには至らないが、業務の適正な運営の確保に資すると認められる場合に、別記様式を基準として各都道府県警察で定める様式の書面により行うものとする。

1 (略)

2 別表3の2の項に掲げる行為が行われた場合には、自動車運転代行業者に対し点数を付与するものとする。この場合においては、以下の事項に留意すること。

ア 自動車運転代行業者が法の指示に違反したとして点数の付与を行うのは、原則として、法の指示を受けた後1年以内に当該指示に違反した場合に限ること。

イ 読替え後の道路交通法の規定による指示に違反する行為が行われたかどうかについての判断は、当該指示を受けた後1年以内に運転代行業務に関し最高速度違反行為又は過労運転が行われた場合に、自動車運転代行業者の運行管理の状況を勘案して行うこと。

3 (略)

別紙

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の基準

第1～第2 (略)

第3 営業停止の期間について

1 (略)

2 1にかかわらず、以下のような事由があるときは、情状により、処分を加重することができるものとする。ただし、政令第5条第1項第2号又は第3号若しくは第4号に定める上限の期間を超えることはできない。

(1) 違反行為の態様が著しく悪質であること。

(2) 交通の安全又は利用者の利益が害される結果が生じている場合等違反行為の結果が重大であること。

3 (略)

第4 法の指示等を行う基準

法の指示及び点数の付与を行う基準は、次に掲げるとおりとする。なお、注意は、法の指示を行うには至らないが、業務の適正な運営の確保に資すると認められる場合に、別記様式を基準として各都道府県警察で定める様式の書面により行うものとする。

1 (略)

2 別表3の2の項に掲げる行為が行われた場合には、自動車運転代行業者に対し点数を付与するものとする。この場合においては、以下の事項に留意すること。

(1) 自動車運転代行業者が法の指示に違反したとして点数の付与を行うのは、原則として、法の指示を受けた後1年以内に当該指示に違反した場合に限ること。

(2) 読替え後の道路交通法の規定による指示に違反する行為が行われたかどうかについての判断は、当該指示を受けた後1年以内に運転代行業務に関し最高速度違反行為又は過労運転が行われた場合に、自動車運転代行業者の運行管理の状況を勘案して行うこと。

3 (略)

4 別表3の4の項に掲げる行為が行われた場合には、以下の基準によるものとする。

(1) 次のいずれかに該当する場合には、法の指示を行うものとする。

ア 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、運転者に当該駐車違反行為をすることを命じ、若しくは運転者が当該違反行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

イ 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、運転者に対して、当該駐車違反行為をすることを誘発するような行為をしていた場合

(2)～(3) (略)

別表1～別表2 (略)

別表3

項	行為	備考
1	○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第1号から第4号まで及び第7号の規定に違反する行為 ○ 法第10条の規定に違反する行為	○ 下命容認行為の禁止違反 ○ 名義貸し禁止違反
3	○ 法第5条第1項の規定に違反する行為 ○ <u>法第6条</u> の規定に違反する行為 ○ 法第8条第1項の規定に違反する行為 ○ <u>法第9条第1項の規定に違反する行為</u> ○ 法第14条第2項の規定に違反する行為 ○ 法第16条の規定に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第1項の規定に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第2項の規定に違反す	○ 申請書等虚偽記載 ○ <u>認定証掲示義務違反</u> ○ 変更届出義務違反 ○ <u>認定証返納義務違反</u> ○ 運転代行業務従事制限違反 ○ 代行運転自動車標識表示義務違反 ○ 安全運転管理者未選任 ○ 安全運転管理者業務不履行

4 別表3の4の項に掲げる行為が行われた場合には、以下の基準によるものとする。

(1) 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、運転者に対して、当該駐車違反行為をすることを誘発するような行為をしていた場合には、法の指示を行うものとする。

(2)～(3) (略)

別表1～別表2 (略)

別表3

項	行為	備考
1	○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第1号から第4号まで及び第7号の規定に違反する行為 ○ 法第10条の規定に違反する行為	○ 下命容認行為の禁止違反 ○ 名義貸し禁止違反
3	○ 法第5条第1項の規定に違反する行為 ○ <u>法第6条第1項</u> の規定に違反する行為 ○ 法第8条第1項の規定に違反する行為 <u>【廃止】</u> ○ 法第14条第2項の規定に違反する行為 ○ 法第16条の規定に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第1項の規定に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第2項の規定に違反す	○ 申請書等虚偽記載 ○ <u>標識掲示等義務違反</u> ○ 変更届出義務違反 <u>【廃止】</u> ○ 運転代行業務従事制限違反 ○ 代行運転自動車標識表示義務違反 ○ 安全運転管理者未選任 ○ 安全運転管理者業務不履行

	る行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第4項の規定に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第7項の規定に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第9項の規定に違反する行為 ○ 法第20条第1項の規定に違反する行為 ○ 法第21条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為	○ 副安全運転管理者未選任 ○ 権限付与義務違反 ○ 安全運転管理者講習受講義務違反 ○ 帳簿等備え付け義務違反 ○ 立入検査拒否等
4	○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第7号に掲げる行為	○ 駐停車違反

	る行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第4項の規定に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第7項の規定に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第9項の規定に違反する行為 ○ 法第20条第1項の規定に違反する行為 ○ 法第21条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為	○ 副安全運転管理者未選任 ○ 権限付与義務違反 ○ 安全運転管理者講習受講義務違反 ○ 帳簿等備え付け義務違反 ○ 立入検査拒否等
4	○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第7号に掲げる行為	○ 駐停車違反